

徳島県告示第四百七十五号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和四年七月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 日時 令和四年八月八日（月曜日）午後二時から
- 二 場所 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館
- 三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和四年八月三日（水曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

- 1 都市計画の名称 徳島東部都市計画
- 2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに市街化区域及び市街化調整区域の区分
- 3 主な計画内容

- (一) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。
- (二) 市街化区域及び市街化調整区域の区分を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課、徳島市企画政策部都市計画課、鳴門市都市建設部まちづくり課、小松島市都市整備部まちづくり推進課、阿南市特定事業部まちづくり推進課、吉野川市建設部都市計画住宅課、石井町建設課、松茂町建設課及び北島町建設課

2 縦覧期間

令和四年七月十九日（火曜日）から同年八月二日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（徳島市企画政策部都市計画課にあつては、午前八時三十分から午後五時まで）

六 その他

- 1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。
- 2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八―六二一一―二五六六）へすること。